

平成 19 年度税制改正に関する経済産業省意見

平成 18 年 8 月
経済産業省

【国 税】

I. 競争力・成長力の強化

1. 生産手段の新陳代謝の加速化

(1) 減価償却制度について、以下を内容とする抜本的見直しを行う。

- ①償却可能限度額を撤廃し、全額償却可能とするとともに、償却年数を諸外国に劣らないものに見直す。
- ②企業にとって使いやすい制度に改める。

2. 成長の起爆剤となる技術革新等イノベーションの加速化

(1) エンジェル税制について、以下の税制措置を講ずる。

- ①投資家がベンチャー企業に投資した場合、当該投資額を金融所得から控除する。
- ②投資家がベンチャー企業株式を譲渡した結果譲渡益が生じた場合、当該譲渡益を 1 / 2 に圧縮する措置の適用期限を延長する。
- ③投資家がベンチャー企業株式を譲渡した結果譲渡損が生じた場合、当該損失額を金融所得から翌年以降 5 年間繰越控除可能とする。
- ④適用ベンチャー企業の要件を緩和する。

(2) 「産業活力再生特別措置法」関連税制の見直しを行う。

- ①革新的な設備に対する特別償却制度を講ずる。
- ②事業再編に伴う登録免許税の特例措置を講ずる。

3. 経済環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し得る企業経営の実現等

(1) 三角組織再編成（三角合併）について、その他の組織再編成と同様の措置を講ずる。

(2) 信託法に係る所要の税制措置を講ずる。

(3) リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、適切な税制上の措置を講ずる。

(4) 金融所得課税の一元化を推進する。

(5) 子育て支援に取り組む企業に対する減税措置を創設する。

4. その他

- (1) 抜本的・一体的な税制改革の一環として、法人実効税率の引き下げを行うことにつき検討を行う。
- (2) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、経済のグローバル化の中で、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資する税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革につき検討を行う。

Ⅱ. 地域・中小企業の活性化

1. 「地域資源活用企業化プログラム」の推進

- (1) 地域資源（産地技術、農水産品等）を活用した新事業展開に取り組む中小企業に対し、設備投資に係る一定の税額控除又は特別償却を講ずる。

2. 事業承継の円滑化

- (1) 中小企業の円滑な事業承継を可能とすべく、以下の措置を講ずる。
 - ①非上場株式に係る事業承継税制の見直しを行う。
 - ②種類株式の評価方法の明確化を行う。
 - ③相続時精算課税制度の拡充を行う。

3. 中小企業（小売業等）の投資促進

- (1) 小売業、卸売業、特定のサービス業を営む中小企業者に対する設備投資を支援する中小企業等基盤強化税制の適用期限を延長する。
- (2) 「中小企業新事業活動促進法」に規定する新規中小企業者に対する中小企業等基盤強化税制の適用期限を延長する。
- (3) 「中小企業新事業活動促進法」に規定する経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対する中小企業等基盤強化税制の適用期限を延長する。
- (4) 「中小企業新事業活動促進法」に規定する新連携計画の認定を受けた中小企業者に対する中小企業等基盤強化税制の適用期限を延長する。

4. その他

- (1) 特定同族会社に対する留保金課税制度を撤廃する。
- (2) 商工組合中央金庫に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置を講ずる。
- (3) 中小企業金融公庫に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置を講ずる。
- (4) 商工組合中央金庫及び信用保証協会の抵当権設定登記等の登録免許税の軽減措置の適用期限を延長する。
- (5) 事業協同組合等の留保所得に関する特別控除制度の適用期限を延長する。
- (6) 中小企業等の貸倒引当金に関する特例措置の適用期限を延長する。
- (7) 保険会社等の異常危険準備金に関する特例措置の適用期限を延長する。
- (8) 生命保険料控除制度等の適用対象に共済事業を行う事業協同組合等を追加する。
- (9) 個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置を講ずる。
- (10) 適格退職年金から特定退職金共済制度への移換等のための退職金共済制度に係る所要の税制措置を講ずる。

Ⅲ. エネルギー・環境対策の推進

- (1) 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度）の適用期限を延長する。
- (2) 鉄鋼、コークス、セメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税免税措置の適用期限を延長する。
- (3) 沖縄区域内で発電の用に供する石炭に係る石油石炭税免税措置の適用期限を延長する。
- (4) 石油アスファルト等に係る石油石炭税還付制度の適用期限を延長する。
- (5) 一般公害防止用設備の特別償却制度の適用期限を延長する。
- (6) 特定災害防止準備金制度（露天炭鉱復元準備金、採石災害防止準備金、石灰石等鉱山復元準備金）の適用期限を延長する。
- (7) 長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）等の最終処分事業に係る「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の見直しに伴う所要の税制措置を講ずる。

Ⅳ. その他

- (1) 確定拠出年金制度に係る税制措置の拡充を行う。
- (2) 自己株式の取得におけるみなし配当課税の非課税措置の適用期限を延長する。
- (3) 鉱工業技術組合等の賦課金による試験研究用固定資産の取得に係る所得計算の特例制度（圧縮記帳）の適用期限を延長する。

- (4) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が国からの助成金で実施する補助事業において、補助対象事業者が取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、総収入額不算入の対象に平成19年度新規補助事業を追加する。
- (5) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例措置（16号特例）の適用期限を延長する。
- (6) 電子計算機買戻損失準備金制度の適用期限を延長する。
- (7) 植林費の損金算入の特例措置の適用期限を延長する。
- (8) 沖縄振興特別措置法に係る特例措置の拡充を行うとともに、適用期限を延長する。

なお、今後の経済動向等経済社会の情勢いかんによっては、更に所要の税制改正措置を要望することとする。

【地方税】

1. 道府県民税及び市町村民税

- (1) エンジェル税制について、以下の税制措置を講ずる。
 - ①投資家がベンチャー企業株式を譲渡した結果譲渡益が生じた場合、当該譲渡益を1/2に圧縮する措置の適用期限を延長する。
 - ②投資家がベンチャー企業株式を譲渡した結果譲渡損が生じた場合、当該損失額を金融所得から翌年以降5年間繰越控除可能とする。
 - ③適用ベンチャー企業の要件を緩和する。
- (2) 生命保険料控除制度等の適用対象に共済事業を行う事業協同組合等を追加する。
- (3) 確定拠出年金制度に係る税制措置の拡充を行う。
- (4) 金融所得課税の一元化を推進する。
- (5) 自己株式の取得におけるみなし配当課税の非課税措置の適用期限を延長する。

2. 事業税

- (1) リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、適正な税制上の措置を講ずる。
- (2) 電気供給業に対する課税標準の算定にあたって「特定規模需要者向けの託送料金」を控除する制度の適用期限を延長する。
- (3) 電気供給業について、現行の収入金課税方式に外形標準課税を組み入れる方式に改める。
- (4) ガス供給業に対する課税標準の算定にあたって「自由化対象需要者向けの託送料金」の控除を法人の事業税に係る特例に追加する。
- (5) ガス供給業について、資本金1億円以下の事業者については、「その他の事業」と同一の扱いに改めるとともに、資本金1億円超の事業者について、現行の収入金課税方式に外形標準課税を組み入れる方式に改める。
- (6) 長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）等の最終処分事業に係る「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の見直しに伴う所要の税制措置を講ずる。

3. 不動産取得税

- (1) 「産業活力再生特別措置法」関連税制の見直しを行う。

4. 自動車取得税

- (1) 低公害車（電気、天然ガス、メタノール及びハイブリッド自動車）に係る特例措置について、対象車種の見直しを行い、適用期限を延長する。

5. 固定資産税

- (1) 減価償却制度の抜本の見直しに合わせ、課税評価額の見直しを行う。
- (2) 低公害車用燃料供給設備（充電設備、天然ガス充てん設備及び水素充てん設備）に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 地域エネルギー利用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
- (4) 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。

6. 特別土地保有税

- (1) 沖縄振興特別措置法に係る特例措置の拡充を行うとともに、適用期限を延長する。

7. 事業所税

- (1) 沖縄振興特別措置法に係る特例措置の拡充を行うとともに、適用期限を延長する。
- (2) 「多極分散型国土形成促進法」に規定する重点設備地区及び業務施設集積地区に設置される中核的民間施設における非課税措置の適用期限を延長する。

8. その他

- (1) 商工組合中央金庫に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置を講ずる。
- (2) 中小企業金融公庫に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置を講ずる。
- (3) 抜本的・一体的な税制改革の一環として、法人実効税率の引き下げを行うことにつき検討を行う。
- (4) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、経済のグローバル化の中で、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資する税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革につき検討を行う。

なお、今後の経済動向等経済社会の情勢いかんによっては、更に所要の税制改正措置を要望することとする。